

一億総活躍プランの目玉！”企業主導型保育事業” 補助金制度についての要望

2016.6.17 保育園を考える親の会「安心できる保育園ふやして！2016」チーム

-はじめに-

わたしたちは、女性が活躍できる社会の実現を強く望んでいます。
そのためには、保育所が増えることを心から期待しています。

しかし、それは安心して子どもを預けられる保育園でなければいけません。
子どもたちの命は、何にも代え難いものです。

過剰反応でしょうか。いいえ実際に、

**急拡大のひずみが重なった保育園では、
大切な赤ちゃんの命が奪われている*1のです。**

わたしたちの多くは、企業につとめるビジネスパーソンでもあり、
構想を実現するには理想と現実の折り合いが必要なこともよく知っています。
しかし、絶対に譲ってはいけないことがあると考えています。

今回わたしたちが知る保育の実情に照らし、
一億総活躍プランの目玉ともいえる”企業主導型保育”に関しては、

**835億円もの予算*2を投じる対象制度としては、
「質の担保」の仕組みが非常に脆弱である。**という結論に達しました。

**企業が社員のために設置する保育所で、
社員の子どもが亡くなってしまっは、全くの本末転倒です。**

本件を主導している内閣府および厚生労働省におかれては、
ぜひその認識を持っていただき、具体的な制度の改善を強く求めます。

¹ 3月11日に発生した認可外企業内保育施設の死亡事故では、1年3ヶ月の現場経験しか持たない保育士が施設長となり、「うつぶせ寝」を指示していたことや、2時間20分にわたり呼吸の確認がされていなかったことが、保護者による聞き取り調査でわかっている。（親の会調べ）詳細は（別紙2）へ。

² 内閣官房一億総活躍推進室 平成28年度予算の概要より
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/h28_yosan_gaiyou.pdf

1) 何が問題なのか

1. 制度のあり方について：「認可」並の補助金投入なら質の管理も「認可」並に！

子ども・子育て支援新制度（2015年4月）により、事業所内保育所制度は新しい認可制度として再編され、認可の枠組みの中での保育の質³の向上が図られたはずでした。

しかし、この「企業主導型保育事業」は「認可外」事業所内保育所制度として、その枠組みの外側につくられます。

企業主導型保育事業について

I 事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。

本事業の主な内容としては、

- ① 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ② 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ③ 地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)
- ④ 運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。



7

(内閣府資料：仕事・子育て両立支援事業の概要（企業主導型保育事業）より)

さらには、企業が主体となって自社社員のために設置する従来型の事業所内保育所（下記①）だけでなく、保育事業者が契約企業を募って設置する形（下記②）、既存の事業所内保育施設の空き定員を利用した型（下記③）が認められており、設置する場所も問われない、かなり自由度の高い新しい仕組みとなっています。

³ 保育の質とは、安全や衛生はもちろん、保育所保育指針が示す養護（情緒の安定・生命の保持）と教育（主体的な遊びを通じた発達の援助）、食育・保健、保護者支援などの内容の、子どもにとっての望ましさのレベルを指す。これらの質は、施設設備、保育者の人数やスキル（専門性、資質、経験）、運営者の理念や体制、それらを規定する基準に支えられる。新制度は、「質の改善」として認可施設の職員配置増、保育士の処遇改善、研修機会の保障などを目指し、認可の枠組みを拡大した。

II 事業の実施者

- 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。
- ① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合
※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。
 - ② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合
※ 保育事業実施者にあつては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。
 - ③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)等が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 国、地方公共団体
- ii 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設又は事業者
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業

8

(内閣府資料：仕事・子育て両立支援事業の概要(企業主導型保育事業)より)

「認可」の保育(給付制度)は市町村が行う事業であり、市町村は、認可(副申)、指導監査⁴、利用調整、費用の給付、保護者の苦情対応などを通して施設の運営に関与し、その運営をチェックする立場に置かれています。

指導監査においては、給付された公費が子どものため(保育士の処遇も含め)に使われているかの確認もされます。

これに対し、「認可外」は行政の関与が少なく、質の管理の仕組みにおいて「認可」と大きな差があります。

実際に「認可」と「認可外」では、死亡事故発生率⁵において、決定的な差が生じていることは看過できません。

⁴ 認可施設の指導監査は市町村が合同し都道府県が行う。施設の基準の遵守状況、運営の適法性、会計などを確認し、必要に応じて文書指導、口頭指導などを行う。

⁵ 図表②を参照

当制度の仕組みは非常に性善説に基づいたもので、保育の質の担保についても希望的観測^{*6}の域を出ず、その責任の所在⁷が明らかではありません。

このままでは、劣悪な認可外の事業者であっても、一般事業主の契約を取りつけて書類を揃え、助成金が認められれば、新しい園をつくり（または定員を増設し、）認可並みの補助金がもらえる事態も起こりえます。

わたしたちは、国がこの制度に「認可」並の補助金を投入するのであれば、同じく「認可」レベルの質の管理の仕組みを整えることを求めます。

（詳細は p.5 「2）保育の質を、どう管理するか」参照）

2. 予算配分について：認可保育園増設・保育士待遇向上を最優先に！

「一億総活躍プラン」では、835億という予算が「企業主導型保育事業等」に投入されています。また、保育の定員上乘せ10万人分のうち、半分である5万人分が、「企業主導型保育事業」によることが見込まれています。

事業主拠出金^{*8}という新たな財源が投入されたことや、企業のCSRを促す可能性があること、小売業・介護職などの多様な就労形態、中小企業も事業所内保育所を利用しやすくするという意図などは歓迎できますが、反面、

①地域の認可保育所に入園したいという多数のニーズ^{*9}に合致していない。

②社員への公平性の観点から事業所内もしくは近辺に設置する機会が多いことが想定される。多くの利用者が見込まれる首都圏では、子ども連れでの電車通勤となり、親子共に負担が大きい。

③事業所が集中する地域では、用地確保の観点から園庭が設置されない可能性が高い。そのため教育（発達）上、3歳以上に望ましい環境が提供されず、3歳以降の受け皿が別途必要になる。^{*10}

④認可保育所に比べて、設備基準・保育士配置基準が低い。利益を求める事業者ほど最低基準に張り付く傾向があることから、安全性及び保育の質の低下が懸念される。

⁶ 保育の質を担保するものとして、内閣府の説明では、1) 地域枠があれば地域の目が入る 2) 公金を入れることにより、他の認可外よりは指導がしやすい関係になる 3) 第三者評価を推奨しているなどの点をあげていたが、1) は企業が地域枠を設けるとは限らず、2) は指導主体が明確でなく、3) は努力義務にとどまっているため、どれも希望的観測といわざるを得ない。

⁷ 内閣府の資料では、指導するのは「児童育成協会」と「都道府県」という表記や、「必要に応じ国及び公募団体による助言・指導」という表記がある。たらい回しにならぬよう、どこが主体なのか、どんなタイミングでどう指導するのかを明確にしてほしい。

⁸ 事業主拠出金は全国の一般事業主が拠出している。

⁹ 日経DUALの調査によると、9割の保護者が認可保育所の利用を希望している。また、属性の異なる大田区の保護者によるアンケートでも、同様の結果が出ている。調査の詳細は図表③④を参照のこと。

¹⁰ 実際に、世田谷区の調査によると、別の園への転園希望の理由第1位が、「園庭がない・狭い」になっている。詳細は図表⑤参照のこと。

⑤認可に課されている応諾義務（入園を応諾する義務）や、保育料の応能負担や上乘せ徴収制約の仕組みがなく、子どもの福祉の機能が弱い。地域の子ども・子育て支援施策と連携するものとはなりにくい。^{*11}

⑥企業による経営判断や、補助金制度の終了に伴って継続困難となり、閉鎖される事例が多発^{*12}している。

等のデメリットがあります。

本制度の財源は、事業主拠出金ではありますが、この拠出金は「子育てを社会全体で支える」趣旨のもと集められ、児童手当などの財源にもなっています。

つまり、この拠出金は公費であり、公益のために再分配されるべきものです。

子ども・子育て支援制度発足時に先送りになった3000億円分の質の向上のための項目も実現しておらず、さらに消費税増税の延期により待機児童対策の財源に不安がもたれている中、この制度に835億円もの予算が投入されることには、大きな疑問があります。

やはり最も優先し予算を投下すべきは、地域の認可保育所増設及び、保育の担い手である保育士の待遇改善^{*13}ではないかと考えられ、事業主拠出金が、今後そちらに配分されることを強く求めます。

2) 保育の質を、どう管理するか

1. 助成金の承認について：厳正な保育事業者の審査を求めます。

保育施設は一度運営がスタートしてしまうと、問題が起きても事業停止命令等に踏み切ることが非常に難しくなってしまいます。

しかし今回の制度では、必要な書類が揃えられてしまえば、助成金が認められる仕組みになっています。

補助金承認の段階で、財務面のみならず、現在運営する施設の運営体制（監査結果も含む）や、保育内容についての専門家による審査等のフィルタリングが必要と考えます。

¹¹市町村に企業主導型保育の話聞きに行ったが、「管轄が違うのでわからない」と言われたという話が複数出ている。（親の会調べ）

¹² 会計監査院の調べで、「企業内保育所」について、2011年度までに国が助成金を出して設置された720件のうち、1割強にあたる81件の施設が休廃止。81施設の助成額は合計8億 3790万円。うち12施設は支給が終わって1年未満に休廃止していた。

¹³ 保育士の処遇改善については、国からすでに具体的なプランが出されているが、そのとおりに実施したとしても全産業平均賃金と比べて依然低く、継続的な改善が求められる。保育士不足がこれ以上進めば、待機児童対策・保育の質確保ともに不可能になり、「一億総活躍社会」から遠のくことは必至。

特に、重大事故を起こしたにもかかわらず第三者による検証を行っていない事業者、運営する施設について所在する自治体で問題が把握されている事業者などは不可とすることを強く求めます。

2. 保育従事者の基準について*14：保育士比率の向上を求めます。

そもそも小規模保育の基準（保育士を5割以上）が、東京都の認証保育所（6割以上）などよりもさらに緩和されている点に大きな問題がありますが、この制度は、上述のとおり質の管理の面が脆弱であることを鑑みると、小規模保育並みの基準に緩和することには、大きなリスクがあると考えます。

保育士比率の最低基準を引き上げることを、強く求めます。

3. 業務の質の評価について*15：命を守る監査を行ってください。

要項に記載されている「業務の質」が何を示しているか、より明確な定義を求めます。

たとえば①保育の質 ②事業者としての質（経営体質など）は、どちらか一方だけでは足りず、両方見ていく必要*16があります。

その上で、「外部の者による評価」とありますが、第三者評価は保育施設側が評価費用を払う必要があり、義務付けなければ受けない施設が多くなるのは自明です。また、保育施設がクライアントになる関係ではシビアな評価ができないことが、現行制度で明らかになっています。

また、今回の公募団体である児童育成協会が適正な承認業務・指導監督業務を行うためには、保育に関する専門性や人員体制を相当に整える必要があります。保育事業者による説明をそのまま受け入れるような承認*17・指導監督業務では不安があります。

加えて、次のような点を検討していただきたいと思います。

- 1) 保育所保育指針に従うことを、努力義務ではなく義務付けてください。
- 2) 一般事業主や従業員らが保育事業者の業務の質に疑問を持った場合、誰がどのように介入してくれるのか。責任の所在および、どのような対抗措置ができるのかを明らかにし規定

¹⁴ 平成28年度 企業主導型保育事業補助金実施要綱p.5 (3) 参照

¹⁵ 平成28年度 企業主導型保育事業補助金実施要綱p.5 (6) 参照

¹⁶ 優れた施設長と職員がいれば一定の保育の質を確保することは可能だが、運営者が施設設備・備品への投資を怠る、人件費を抑える、集客のために子どもの利益よりも保護者の利便性を優先するなどの運営を行えば、保育の質は低下する。このため、事業者としての質（理念、コンプライアンス、運営の透明性、保育の専門性、現場の運営参加度など）も高くなければ、保育の質を確保することはできない。

¹⁷ 多数の保育施設を運営している実績、保育内容を美しくPRしたパンフレットなどがあっても、実際の保育の質が低い事業者が存在する。（親の会調べ）

を作成してください。少なくとも児童育成協会は苦情や相談に応じ、事業者を指導監督すべき立場にあることを明確に規定し、一般事業主・保育事業者・保護者に周知してください。

3) 認可保育を利用する保護者にとって、市町村の関与は大きな拠り所になっていますが、この制度ではそれが保障されません。現行の都道府県による認可外の指導監督制度を強化¹⁸するなど（「立ち入り調査」は特に重要）、保育事業者任せにならない仕組みを作ってください。

4. 事故発生時の対応等について：スポーツ振興センターの保険を適用してください。

「必ず賠償責任保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等にも加入することも必要である。」とありますが、民間の保険では、保育所側の過失が認められた際にしか保険金がありず、その為には裁判で保護者側が保育施設の過失を立証しなければなりません。

これは、多くの保育事故が施設内で発生し、外部の目撃者もないという通常の実態からすれば、非常に困難なことです。

事故の発生後においても、保険会社が介入することで、保育事業者が当初認めていた過失を撤回するといった事例も発生しています。^{*19}

よって、認可保育所並みの補助金を投入するのであれば、認可保育所同様、保育所側の過失の有無に関わらず賠償が受けられる、「独立行政法人スポーツ振興センター」による「災害共済給付制度」を適用可とし、加入を義務付けてください。

・災害共済給付制度

http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/28oshirase_2.pdf

3) そのほかの懸念事項

1. 長時間保育が子どもの利益を損なう可能性

夜勤など、勤務時間帯がずれるというケースは致し方ないものとして、「長時間保育」については、利用する親や雇用主の利便性に流されて子どもの利益が損なわれることのないよう、何らかの指針や申し合わせが必要と考えます。

¹⁸ 企業主導型保育が最も増える可能性がある東京都は、保育施設の急増により、指導監督業務に手が回らなくなっており、認可外保育施設も6割程度しか回れていない。アルファコーポレーションの死亡事故のように事後に指導しても子どもの命は戻らない。自治体の指導監督に従事する部署の人員配置を管内の施設数に見合ったものにする、全施設立ち入り調査することを基本とすること、保護者の苦情を積極的に収集し問題施設の発見に努めることなどを国として求め、立ち入り調査の現場で確認すべき事項について昨今の実情に合ったマニュアルを策定することも必要。

¹⁹ 詳細は（別紙2）を参照のこと。

たとえば、「22時まで保育園が空いているから残業できるだろう」といった圧力が働かないようにすることも大切です。

国として長時間労働の是正を大きく掲げている今、長時間保育がメリットとして推奨されることのないよう、慎重な対応を求めます。

2. 補助金の使途について

保育士の待遇改善が急務となっている今、当補助金に関しても、使途に関しての後追い調査（賃金改善実績報告書）が必要です。

保育士に支払われるはずの賃金が他の用途に使われないよう、厳正な管理を求めます。

3. 施設の透明性について

事業所内保育所では、「社員の子どもの安全を守る」などの名目で、外部から子どもの姿が確認できないように設置されるケースがあります。

また、これは事業所内保育所に限りませんが、認可外保育所の特徴として、親への利便性を謳い、ゲート付近での子どもの受け渡し、オムツも持って帰らず園側で管理するなど、親が園内に入れないような構造になっている事例が多数見受けられます。

一見便利で安全に見えるような設計も、実態としては「保護者に見せられる保育現場ではない」「人員不足で保護者に対応できない」など、不都合な状態を隠している場合があります。

事業所内保育所に限らず、「保護者が子どものいる時間帯に見学できること」「保護者が日常的に園内に踏み入れられること」を追記するなど、不透明な施設運営を是正するような指導を検討してください。

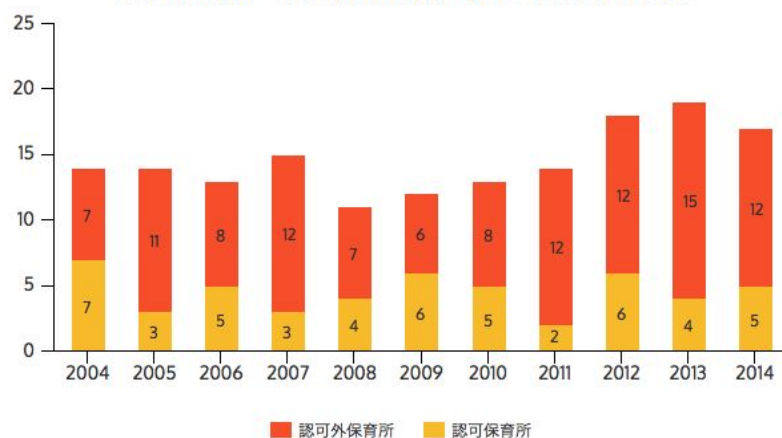
(別紙1)

■図表①：認可保育所/認可外保育所との違いについて（親の会調べ）

	認可		認可外		
	保育所	地域型 事業所内保育所	東京都認証保育所 (A型)	企業主導型保育	その他の認可外
範疇	給付制度 (認可)	給付制度 (認可)	東京都の助成制度	国の助成制度 (認可外)	届出施設 (認可外)
設置者	区市町村・社会福祉法人・民間事業者等	区市町村・社会福祉法人・民間事業者等	社会福祉法人・民間事業者等	①一般事業主 ②社会福祉法人・民間事業者等	社会福祉法人・民間事業者等
利用者の要件	保育の必要性を認定された子ども	保育の必要性を認定された子どもで、従業員枠は、設置者が雇用する従業員の子ども、地域枠はそれ以外の子ども。一定割合で地域枠を設けることは義務。3歳以上児は原則、公費給付の対象外。	要件なし	保育の必要性を認定された子どもで、従業員枠は、設置者もしくは設置者が契約する一般事業主が雇用する従業員の子ども。地域枠(50%以内)は、その他の一般事業主に雇用されている従業員の子どものみ。地域枠設置は任意。3歳以上児も助成の対象。	要件なし
申込方法	区市町村へ申し込み、利用調整	従業員枠は設置者(一般事業主)に申し込み、地域枠は区市町村へ申し込み、利用調整	施設へ申し込み、直接契約	設置者に申し込み	施設へ申し込み、直接契約
規模	20人以上	小規模型6~19人、保育所型20人以上	20~120人	6~19人、20人以上	制約なし
乳児室	1.65㎡ (ほふくする児童には3.3必要との通知あり)	1.65㎡	3.3㎡ (年度途中は2.5㎡まで弾力化)	1.65㎡	1.65㎡
ほふく室	3.3㎡	3.3㎡		3.3㎡	
2歳以上	1.98㎡	1.98㎡		1.98㎡	
屋外遊技場(公園などで代替可)	2歳以上 3.3㎡	2歳以上 3.3㎡	2歳以上 3.3㎡	2歳以上 3.3㎡	規定無し

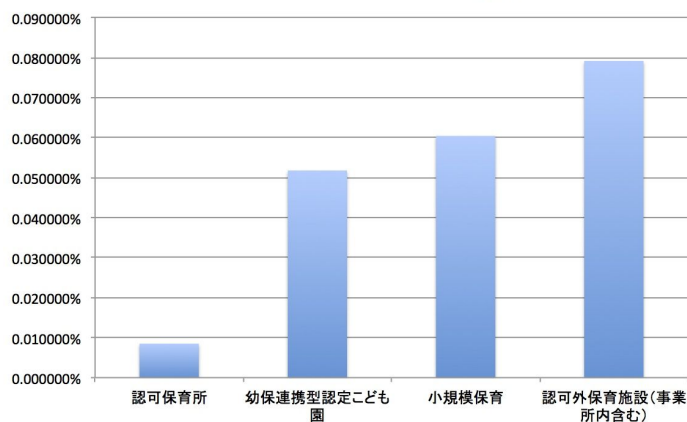
調理室	調理室で自園調理（一部特区等緩和あり）	調理室で自園調理（小規模保育型は調理設備で可、連携施設等からの搬入も可）	調理室で自園調理	認可の事業所内保育所と同じ。 ★ただし、設備基準全体について、満たせない場合も児童育成協会と規約を取り交わすことで承認を受けられる。	外部搬入、弁当持参あり
配置基準	すべて保育士で、 0歳児 3 : 1 1歳児 6 : 1 2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4,5歳児 30 : 1 *ただし、区市町村によって上乘せあり	保育所型は保育所に同じ。小規模保育型は半数以上保育士で、3歳未満児について保育所基準の人数+1名	6割以上を常勤保育士で、保育所基準の人数+1名	半数以上を保育士で、保育所基準の人数+1名	3分の1以上を保育士で、保育所基準の人数
認可	区市町村が副申し、都道府県が認可	区市町村が認可	なし（東京都が独自に認証）	なし（都道府県へ届出）	なし（都道府県へ届出）
監査等	監査：都道府県（区市町村と合同）	監査：区市町村	指導監督：東京都 区市町村	指導監督：都道府県	指導監督：都道府県
公費負担	保育単価（運営コストを1人当たり換算したもの）に基づく給付を受ける	保育単価（運営コストを1人当たり換算したもの）に基づく給付を受ける	都・市区からの助成を受ける	国の財源から保育単価に基づく助成を受ける。保育単価は認可並み	原則なし
保育料	所得に応じた額を市町村が設定。きょうだいの減免あり	所得に応じた額を市町村が設定。きょうだいの減免あり	8万円を上限に施設が設定。所得による軽減、きょうだいの減免なし	認可の保育料の中間所得層並みの額を施設が設定することになっているが、額に制限はない。所得による軽減、きょうだいの減免なし	施設が設定。所得による軽減、きょうだいの減免なし

■図表② 認可保育所・認可外保育所別の死亡事故報告件数（2015）



出典：厚生労働省「保育施設における事故報告集計」（2015）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072858.html>

施設数を母数とする死亡事故発生率（2015年）

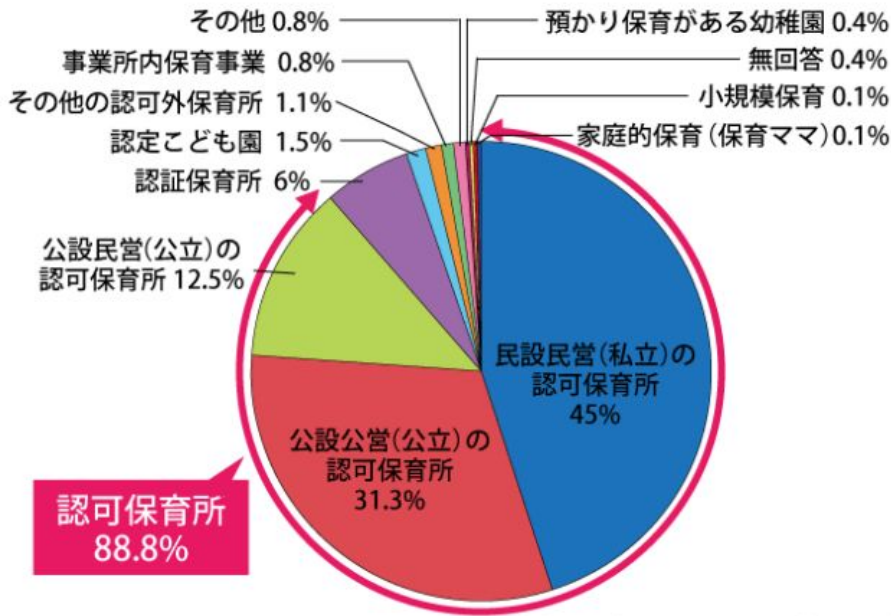


出典：内閣府「教育・保育施設等における事故報告集計」（2016）

* 留意点：2015年の死亡事故件数は14件。行政の関与が強い制度の施設ほど死亡事故発生率は低く、その違いは十倍～数十倍にもなる。この傾向は毎年変わらない。

■図表③ 日経DUAL調査（2015） 保活経験者の9割が「認可保育所」を希望

Q. 第一希望にしていたのは、どのような施設でしたか？



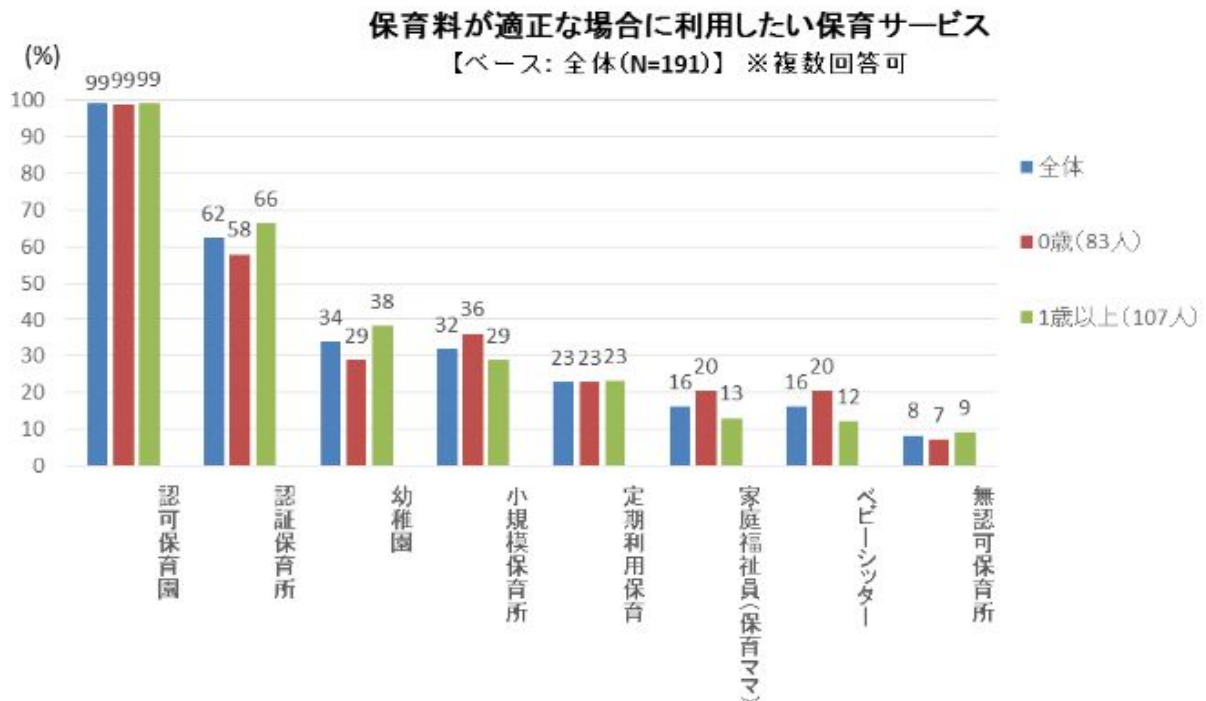
(2015年 日経 DUAL 調査による)

出典：調査名：「日経DUAL 保活体験アンケート」

・実施期間：2015年1月7～23日

・回答数：736人（女性 690人、男性 46人） 主に2012～15年の保活経験者

■図表④ 大田区保護者による調査（2016年3月26日～4月1日）



WEB アンケートにて 203 名の回答（うち、集計に用いた有効回答数は 191 名分）

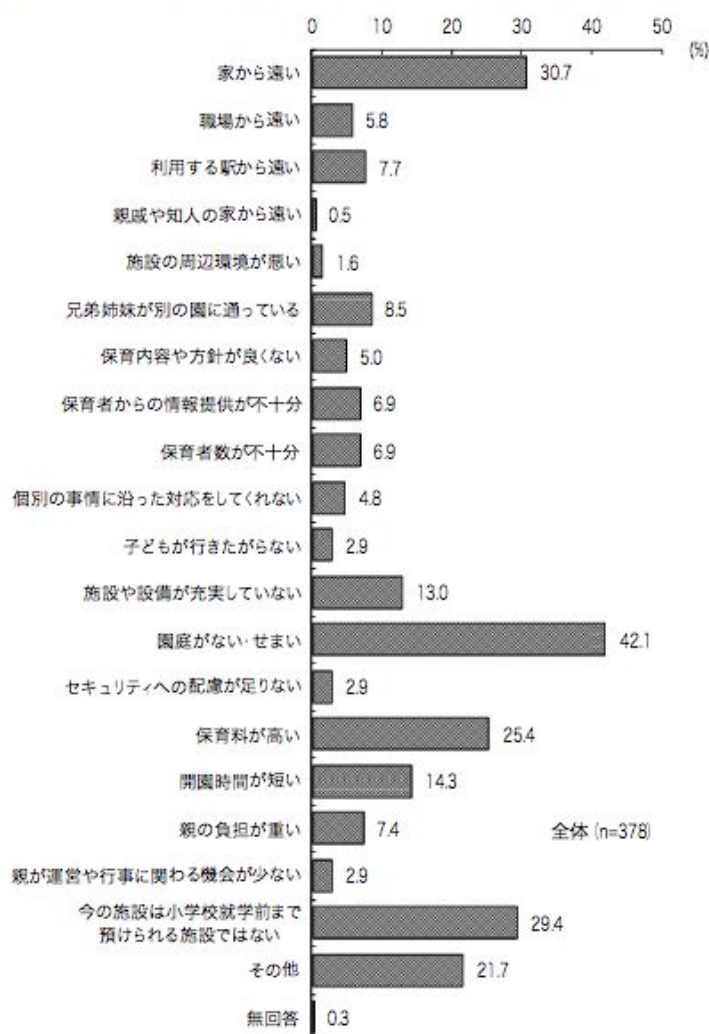
おもにFacebookグループの[大田区情報コミュニティ](#)にて回答を募集

■図表⑤ 世田谷区保育アンケート調査 別の施設に移りたい理由
園庭がない・せまいがトップ。

(18) 別の施設に移りたい理由 (問 14-1)

別の施設に移りたい理由としては、「園庭がない・せまい (42.1%)」、「家から遠い (30.7%)」、「今の施設は小学校就学前まで預けられる施設ではない (29.4%)」などが多かった (図表 1-18)。

図表 1-18 別の施設に移りたい理由 (全体:複数回答) <できれば、別の保育施設に移りたい人>



(別紙2) 保護者からの報告

① 東京都・会社員

1才2ヶ月の息子賢人を、(株)アルファコーポレーションが運営する日本橋室町の「キッズスクウェア」(認可外企業内保育所)で3月11日に亡くした。慣れてきたと思った矢先、預けて1か月経たない日のことだった。

「キッズスクウェア日本橋室町」は勤務先の会社が契約している、「事業所内保育施設」にあたるものだった。日本橋周辺の7つの企業が法人契約を結んでいる。

自宅近くの認可園はどこもいっぱい。「キッズスクウェア日本橋室町」と同系列の保育施設は官公庁とも提携しているし、勤め先の会社が契約しているということで「大丈夫だろう」と考えた。入園申し込み後、見学した際に受けた説明は「認証と同じ保育基準」というもので、施設も新しく整っていたが、若い先生達ばかりで不安を感じた。でも他に入れる保育所は認可外も含め自宅近くではなかった。

預けた当初から不安に思うことが出始めた。入園4日目から泣いていても抱っこしてくれることが少なくなった。入園9日目、預けた後に、マジックミラー越しにずっと泣いている賢人の姿が見えた。ところが、近くにいる保育者は座ったままで賢人を抱き上げることもせず、他の保育士がいる所にハイハイしていったが、誰も声を掛けることも抱き上げることもしなかった。預けた後はマジックミラーからは園内の保育者に声をかけられないので、園に電話をかけ、「眠いかもしれないので寝させてやってください」とお願いしてようやく抱っこをしてくれた。本当に子どものことを思った保育をしているのか、強い疑問が残った。

2週間後、事故のあった日は2時半に迎えに行くことになっていた。「よく寝る」と言われていたので、わざわざ昼寝を終わらせてから迎えに行くことにした。予定より早めの時間、2時20分にお迎えに行くと、そこには不安な様子で賢人を抱く保育士と、朝見送った時とは全く異なる様子の賢人の姿があった。その時、救命措置は行われていなかった。母親が急いで駆け寄り、救急車が来るまでの15分間、母親自身が人工呼吸をした。搬送先の病院で死亡が確認された。

経営する「アルファコーポレーション」から説明があったのは事故の1週間後。代表取締役を含む経営幹部から事故についての説明があった。しかし、渡されたのはその日の賢人の保育内容を書いた、A4の紙1枚だけ。食事の内容や、何をして遊んだのかなどの説明ばかりで、肝心の事故についての説明がなかった。死因につながるようなことはその内容からは全くわからないうえに、説明もなかった。さらに、当初は過失を認めていたのに、保険や賠償の話が出ると、大きく態度を変えはじめた。なお、代表取締役社長は、今まで一度も顔を見せていない。

その後、自身でその日の保育の様子を調べると驚くような保育の実態が明らかになった。当日勤務していた保育士全員から自分自身で聞き取り・書き取り調査を行った。

【うつぶせ寝】

- ・賢人はなくなるまで他の子ども達とは別室で、うつぶせ寝で1人で寝かされていた。

- ・手をバンザイにした状態でのうつぶせ寝が布団の上でされていて、賢人が寝返りをできるような体勢ではなかった。

【保育スタッフの経験不足・当事者意識の不足】

- ・うつぶせ寝は施設長が、非常勤職員に指示して行われたものだった。
(なお、施設長は保育士としての現場経験1年3ヶ月で施設長になり、保育士としての経験不足が容易に想起される)
- ・保育スタッフのほとんどは経験が浅い20代の保育士で、ベテランと呼べる人は1名だけ。それも非常勤だったので、正職員の施設長の指示に従うだけの保育になっていた。
- ・賢人を寝かせた保育者は非常勤職員で、月に1~2度しか勤務しておらず、やはり施設長の指示に従うだけで、子どもを理解して保育することはできていなかった。
- ・認可外の配置基準は満たしていたが、午睡時、職員は休憩や事務作業等に入っており、子どもを見ることはなく、実際には誰も昼寝中の賢人を確認していなかった。
- ・救命講習は数年に一度しか行われておらず、そのため、賢人の異変に気付いた時誰も救命措置を取ることができなかった。

以上のような事実を「自分自身で調べて」行うことは相当の苦痛を伴うものだった。なぜ自分で調べなくてはいけなくなったのか。

まず、企業で契約しているが、会社の人事は保育のプロではなく、「どのような点が問題で事故が起きたのか」（例えばうつぶせ寝の問題点など）はわからない。

複数の企業で契約している園だったので、問題を1社だけが強く提起しにくいというような面があるのではないか。また、勤務先の企業は後から参加した企業で事業者決定や施設の運営にさほど発言権もなかった。複数企業で見える目がたくさんあったとしても、配置転換もある企業では、人事担当者は保育のプロにはなりえず、チェック機能も弱いと感じる。

保険による調査も進んでいない。「キッズスクウェア」が加入していた保育園では、「過失があった場合」に保険を認めるという約款になっていた。この企業側に過失があるかどうかという証明を現状として保護者がやらなくてはいけなくなっている。遺族を守るためにある賠償保険が、遺族を苦しめている現状がある。（保育所の過失の有無に関わらず保険金が支払われるスポーツ振興センターの保険を、必ず適用するべきだと考えている）

東京都で第三者による事故の検証委員会が開かれることになった。しかし、自らの手で集めた保育士の証言などを何も聞かれないまま、傍聴することすら許されず、完全に蚊帳の外で第一回の委員会が開催された。第二回以降の傍聴も未だ認められていない。

一体どこで息子の死の真相がわかるのか。

②東京都・自営業

事故のあった施設を以前見学していた。認証・認可外50施設以上にウェイティングをかけたいたが、空きがなく、仕事復帰していたので、せっぱつまっていた状態のときだ。空きがある施設として系列の認証保育園から紹介された。

0歳の赤ちゃんが暗い場所で一人で寝かされており、保育士の巡回も頻繁ではなく、不安を感じた。常勤の保育士も2名しかおらず、残りはサポートのメンバーでまわしていると聞き、また、予防接種の確認をしていないことにも不審を感じた。しかし、「ここに入れば、アルファコーポレーションの認証に優先的に転園できる」と言われ、気持ちがぐらついた。

多くの保育園を運営している会社なので、「ここで意見をしたら他の園にも入れなくなるのでは」と思い、何も言えなかった。

なお、アルファコーポレーションの、認可保育所・認証保育所にもそれぞれ見学にいったが、認可→認証→認可外の順に、質が落ちていっているのを感じた。

認可の方が基準が厳しく、リソースを割かなければいけないので、そうなるのは当然の結果ではないかと思った。

③東京都・会社員

キッズスクウェアの系列園に3月まで子供を預けていた。現在は認可園。
保育の質の大きな差に憤りを感じている。

キッズスクウェアでは担当保育士の裁量に任されている部分があまりにも大きく、園としての体制には疑問を感じるが多々あった。

研修の名目で、登録している保育士がいなくなることが頻繁にあたりした。

認証並みの保育基準をうたっていたが、実態としては疑問が残る。

会社の人事部では、そのような実際の運営まで目が行き届かないと思う。

現在通っている認可保育園では自治体のチェックがあるからか、園の運営についての保護者への説明や子供についての連絡もしっかりしている。

また、最も園の対応を疑ったのは、3月に日本橋室町で事故があった際にまったく説明がなかったこと。

報道があつてはじめて、人事部と園側から説明があつた。これでは安心して今後子供を預けられないと思う。

④神奈川県・会社員

1才の子どもを新設の認可外保育園に通わせていたが、保育園の対応に不安な点があつた。

- ・食事の内容が祖末で、栄養が考えられていないように見えた。
- ・保育士がこどもを無理に寝かしつけていた。
- ・園長が不在で、夕方はこどもと保育士が一对一の時間が毎日あつた。
- ・オムツが減らない。
- ・いつも鼻水がべったりで渡され、長時間放置されたように乾燥しきっていた。
- ・子どもの様子がおかしくぼーっとしていた。

- ・ 2つの園で保育士が頻繁に行き来していた。
- ・ 系列園を見に行ったところトイレやキッチンなどが汚かった。

まず園長に相談したが、自分も子どもを預けている身なので、婉曲的にしか言えなかった。

認可外なので、役所に相談できないと思っていたが、相談しても良い事を知り、後日相談にいった。

しかし、話を聞いてもらえたものの、「認可外なので、あまり踏み込んだ指導はできない」「ひどい実態の証拠写真などがなければ、市の方にもあげられない」などの返答を受けた。

抜き打ち指導にも行っている旨を伝えられたが、よく聞くと形式的な指導に留まっていた。後日メディアから保育園自体にも問い合わせた結果、「保護者の感じ方の問題」との回答。

当該の保育園は、今も運営され、近隣に保育所が少ないことから、申し込みが殺到している。

このような問題は、認可外保育所全体の問題ではあるが、企業主導型保育についても、認可外である以上、「誰がどのように」子どもたちの安全を守るために働きかけてくれるのか、明確にしてほしい。

現在公立の認可園に転園できたが、

- ・ 定員以上の人員配置体勢
- ・ 事務などをサポートする地域スタッフの存在
- ・ 初日から子どもの咀嚼の問題に気づいてもらえるベテラン保育士の存在（平均年齢が15年くらい違う）
- ・ こまめに保護者懇談会も行われ、保育士と保護者の信頼関係が濃密
- ・ オムツも頻繁にかえられ、排便の際はシャワーも浴びさせてもらえる
- ・ 食事は月齢ごとに細分化され、栄養満点おかわりもある
- ・ 保育士に余裕があり、いつも笑顔で接してもらっている
- ・ 連絡帳の記載も、定型文ではなく具体的にその日の様子がわかる

など、大きな格差を実感した。

素晴らしい保育を行っている認可外保育所もあることは知っているが、そうした園ばかりではない。

質の低い状態で認可並みの補助金が受けられたら、その園はその後、質の向上を目指そうとはしないだろう。